

第61回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

東京都新宿区西新宿六丁目8番2号
B I Z新宿1階 多目的ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

【会社提案(第1号議案から第3号議案まで)】
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収への対応方針)継続の件

【株主提案(第4号議案)】
第4号議案 定款一部変更の件(当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)について)

目次

第61回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	29
連結計算書類	46
計算書類	57
監査報告書	65



株主各位

証券コード 9767
2024年6月6日
東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
日建工学株式会社
代表取締役社長 皆川 曜児

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nikken-kogaku.co.jp/ir/sokai/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき「第61回 招集ご通知」をご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日建工学」又は「コード」に当社証券コード「9767」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都新宿区西新宿六丁目8番2号 B I Z新宿1階 多目的ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第61期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第61期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>【会社提案（第1号議案から第3号議案まで）】</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続の件</p> <p>【株主提案（第4号議案）】</p> <p>第4号議案 定款一部変更の件（当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について）</p> <p>株主提案（第4号議案）に係る議案の要領につきましては、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。当社取締役会としては、株主提案（第4号議案）に反対いたします。当社取締役会の意見にご賛同いただける株主様におかれましては、株主提案（第4号議案）に「反対」の議決権行使をしていただけますよう、お願い申し上げます。</p>
4 招集にあたっての決議事項	書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案（第1号議案から第3号議案）については賛成、株主提案（第4号議案）に反対の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
5 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nikken-kogaku.co.jp/ir/sokai/>）及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

株主総会参考書類

【会社提案（第1号議案から第3号議案まで）】

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、当該期の業績および先行きの見通し等を踏まえながら、内部留保とのバランスを考慮しつつ安定的に配当を実施して行くことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針を総合的に勘案し、下記のとおり1株につき30円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 30円 配当総額 55,860,030円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月28日

第2号議案**監査役2名選任の件**

監査役北喜治と社外監査役遠藤勝利は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	とみなが 富永 準	—	新任
2	えんどう 遠藤 かつとし 勝利	社外監査役	再任 社外 独立

再任

再任監査役候補者

新任

新任監査役候補者

社外

社外監査役候補者

独立

株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

とみなが じゅん
富永 準

(1955年9月7日生)

所有する当社の株式数……………

一株

新任

[略歴、地位]

1980年10月 三省水工株式会社入社
1993年6月 同社東部支社技術部次長
2002年4月 同社執行役員技術部長
2018年5月 同社取締役事業部長兼技術部長
2022年6月 同社取締役技術部長

[重要な兼職の状況] 該当事項はありません。

監査役候補者とした理由

三省水工株式会社の技術・事業部門に長く携わり、技術部長、事業部長を歴任し、幅広い専門的な知識・業務経験を有し、当社グループの事業内容にも精通しており、誠実な人格で高い見識を有しております。これらの経験を活かした当社の経営全般に対する監査により、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

えんどう かつ とし
遠藤 勝利

(1942年6月5日生)

所有する当社の株式数…………… 1,100株
在任年数…………… 20年
当事業年度の監査役会出席状況…………… 15/15回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位]

1999年7月 蒲田税務署長
2000年9月 遠藤勝利税理士事務所代表（現任）
2004年6月 当社監査役（現任）

[重要な兼職の状況] 遠藤勝利税理士事務所代表

社外監査役候補者とした理由

行政及び税務を通じて養われた企業活動に関する高い見識を有しており、当社の経営戦略や財務改革の観点からの積極的な意見、提言等をいただいております。業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、引続き同氏の知識や経験を経営の監督に活かしていただきたいと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 遠藤勝利氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、遠藤勝利氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の社外監査役としての選任が承認された場合、独立役員としての届出を継続する予定であります。同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって20年となります。
4. 当社は、当社および当社子会社におけるすべての取締役および監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は「事業報告 2 会社の現況 (3) 会社役員に関する状況 ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収への対応方針)継続の件

当社は、2021年5月24日付当社取締役会決議及び2021年6月29日付当社第58回定時株主総会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「旧対応方針」といいます。)を継続しており、本年1月9日には、そのうちの「準共同保有者」の認定につき、当社独立委員会により「準共同保有者」認定基準が制定されておりますところ、その有効期間は本年6月27日開催の第61回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までとなっております。

この点、当社は、旧対応方針の有効期間満了に先立ち、買収への対応方針をめぐる諸々の動向や社会・経済情勢の変化等を勘案しつつ、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保の観点から、継続の是非も含め、そのあり方について検討してまいりました。かかる検討の結果、2024年5月27日開催の当社取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「本基本方針」といいます。)を維持することを確認し、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、旧対応方針について一部変更を行ったうえで継続すること(以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。)、及び本対応方針継続の承認議案を本定時株主総会に提出することを決定し、その旨を公表いたしました。

なお、本対応方針においては、日付、語句の修正その他文言の整理等を行っておりますが、旧対応方針の内容から実質的な変更はございません。

本対応方針を決議した取締役会には、当社の独立社外取締役2名のほか、独立社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、その全員が、本対応方針の運用が適正に行われることを条件に、本対応方針の継続に賛成する旨の意見を述べております。

本議案は、本対応方針の継続について株主の皆様にご承認をお願いするものであります。本議案が本定時株主総会に出席された株主の皆様の議決権の過半数をもってご承認をいただいた場合には、本対応方針の有効期間は、本定時総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。なお、本対応方針の継続後当初の独立委員会委員の氏名及び略歴は別紙3に記載のとおりです。

また、仮に、本議案が本定時株主総会に出席された株主の皆様の議決権の過半数をもってご承認をいただけなかった場合には、本対応方針は継続されず、旧対応方針はその時点で直ちに廃止されるものといたします。

本対応方針の内容は、後記のとおりであります。

なお、旧対応方針に関しては、当社株主であるフリージア・マクロス株式会社(以下「本株主」といいます。)より、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)廃止の件」を本定時株主総会の目的である事項とし、旧対応方針を廃止する旨の株主提案がなされております。同社による提案の理由は、以下のとおりです。

「当社は、買収防衛策を導入して以降、9年以上も継続している一方で、当社の株価はいまだ平成25年頃から1株当

たり2,000円を下回る水準を推移しており、漫然と買収防衛策を継続し続けてきたといわざるを得ず、その結果が、株価として資本市場の当社経営陣に対する厳しい評価となって現れているものと断ぜざるを得ません。また、前議案〔当社注：後記第4号議案〕の「提案の理由」に記載したとおり、買収防衛策（本対応方針）を継続することが、当社の経営陣の自己保身を図る目的によるものであることは、最早明らかであり、資本市場からの評価を下げる要因であるといえます。当社において買収防衛策を廃止することこそが、当社のコーポレート・ガバナンスを正常化し、資本市場における当社企業価値の正当な評価につながるといえ、適当であると考えられます。そこで、提案株主は、当社が9年以上にわたって漫然と継続し続けている買収防衛策を廃止することを提案いたします。」

しかしながら、当社は、2024年5月27日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続に関するお知らせ」にて詳細を説明いたしておりますとおり、本基本方針を維持し、本対応方針を継続することが、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化の観点から必要・有益であると考えており、上記株主提案の内容に反対しております。もっとも、本株主によれば、上記株主提案は後記第4号議案「定款一部変更の件」の可決を前提とするものではないとのことであるため、上記株主提案は、法令及び当社の定款上、株主提案権の対象に含まれていないほか、その内容は実質的には本議案に反対する趣旨であることから、当社は、上記株主提案を本議案とは別個の議案としては取り上げないこととしております（上記株主提案の趣旨にご賛成の株主の方は、本第3号議案に反対の議決権行使をされることにより、上記株主提案の趣旨に賛成する意思を表明することが実質的に可能です。）。

株主の皆様におかれましては、本基本方針を維持し、本対応方針を継続することが、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化の観点から必要・有益である点をご理解いただき、ぜひ、本第3号議案に賛成の議決権行使を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

Ⅰ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えます。

しかし、社会基盤整備の分野において、国土防災と豊かな自然環境との調和に貢献する製品・工法を提供する当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、①製品・工法開発力、②技術力、③柔軟な供給体制、④取引先等との強固な信頼関係、⑤地域経済・社会への貢献が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、

突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、Ⅱ 3. をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）にしたがって、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう（詳細につきましては、Ⅱ 4. (1) のイ. ないしニ. をご参照ください。）と認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針にしたがって適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

Ⅱ 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Ⅰで述べた本基本方針に照らし、(i) 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）または、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注4）（以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）にしたがっていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1. 本対応方針継続の必要性

I で述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールにしたがって、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会及び独立委員会は、かかる情報が提供された後、それぞれ、大規模買付行為に対する当社取締役会及び独立委員会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し必要に応じ開示いたします。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、本基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

2. 独立委員会

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者（注5）の中から選任します。本対応方針の継続が本定時株主総会で承認される場合には、継続後当初の独立委員会委員の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。また、独立委員会の概要は別紙2のとおりです。

本対応方針においては、下記Ⅱ4.（1）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記Ⅱ4.（2）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動することがある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。また、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの判断（下記Ⅱ4.（1）をご参照ください。）、大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記Ⅱ4.（2）をご参照ください。）、対抗措置を発動・不発動・停止・変更すべきか否かの判断（下記Ⅱ4.（2）をご参照ください。）等、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供された本必要情報を、速やかに独立委員会に提供するものとします。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性並びに大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

なお、意向表明書及び本必要情報その他大規模買付者が当社に提出する資料における使用言語は日本語に限りません。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券（金融商品取引法第2条第2項に規定する有価証券をいいます。以下同じとします。）、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引（デリバティブ取引、貸借取引及び担保取引を含みます。）の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑦当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）が過去5年間に行った企業買収、資本提携等の実績（当該企業買収、資本提携等の相手方企業の具体的な名称・事業内容、当該企業買収、資本提携等の実行までの経緯、実行後の相手方企業の業績の変化及び相手方企業において実現したシナジーの具体的内容等の情報を含みます。）
- ⑩その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

（2）当社取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動の勧告または対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動または株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算

入) 延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則にしたがって直ちに株主の皆様に対して開示します。

(3) 当社取締役会による決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動または株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主の皆様に対し対抗措置発動の可否についてお諮りするため、原則として株主総会招集の決議を行い、当該決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。

当社取締役会は、当該株主総会において議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。当該株主総会の決議は、当該株主総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もともと、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見を参考にし、監査役の意見も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります(対抗措置として具体的に講じる手段については、下記4.(2)をご参照ください)。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、原則として株主総会招集の決議を行い、当該株主総会の決議にしたがって、対抗措置を発動することがあります(株主総会を開催する場合の手続きについては、上記3.(3)をご参照ください)。

イ、次の①から④までに掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為である場合

- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ、強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

ハ、大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合

ニ、大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見を参考にし、監査役の見解も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙Ⅰに記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でない当社取締役会が判断したときには、次のとおり対抗措置発動を中止または停止することができるものとします。

- ①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針継続時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議または株主総会決議に基づき、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則にしたがって適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の

無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会における株主の皆様承認を条件として、同承認があった日より継続されることとし、継続後の有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とします。以降、本対応方針の継続（一部を修正したうえでの継続も含まれます。）については、当社株主総会の承認を経ることとします。

ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかに開示します。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。その場合にも、当社は、その変更内容を速やかに開示いたします。

7. 法令等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、2024年5月27日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。当社の一定の株主の間に「準共同保有者」に該当する関係があるか否かについては、2024年1月9日付プレスリリース「当社独立委員会による『準共同保有者』認定基準の制定に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、別紙4の「準共同保有者」認定基準に従って判断します。）

または、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）

または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（ただし、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。なお、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭等を交付することは予定していない。
- ③ 取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上で構成される。

3. 任期

独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に助言・勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ①大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定

- ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④大規模買付者による大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
- ⑨大規模買付ルールの継続・変更・廃止
- ⑩その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

(別紙3)

独立委員会委員の氏名及び略歴

【氏名】 遠藤 勝利

【略歴】 1942年6月生まれ
1999年7月 蒲田税務署長
2000年9月 遠藤勝利税理士事務所開設（現任）
2004年6月 当社監査役（現任）

遠藤 勝利氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】 高安 博之

【略歴】 1959年1月生まれ
1989年8月 公認会計士登録
1990年10月 太陽監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入社
2001年10月 公認会計士高安博之事務所開設（現任）
2004年8月 税理士登録
2020年6月 当社監査役（現任）

高安 博之氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】 本村 健

【略歴】 1970年8月生まれ
1997年4月 弁護士登録・岩田合同法律事務所入所（現任）
2003年6月 University of Washington School of Law (LL.M.)
2003年10月 ステップトゥ・アンド・ジョンソン法律事務所
(Steptoe & Johnson LLP) ワシントン・オフィス勤務
2007年6月 学校法人大妻学院、大妻女子大学・監事
2007年9月 慶応義塾大学法科大学院（ロースクール）・非常勤講師
2015年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官
2019年4月 東京大学客員教授（東京大学大学院法学政治学研究科附属
ビジネスロー・比較法政研究センター（IBC）
2020年4月 東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師
2023年6月 学校法人大妻学院・大妻女子大学 社外理事（現任）

本村 健氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以上

(別紙4)

「準共同保有者」認定基準

- ※ 準共同保有者の認定に際しては、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。）について、下記の各項目のうち、原則として、1)に加えて最低1つ以上の項目で、買取者と関連性が認められることを条件として、下記の各項目の要素に加え、買取者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
- ※ 以下「買取者」には、「買取者」の親会社または子会社（買取者を含め、「買取者グループ」という。）、買取者グループの役員・主要株主を含むものとする。

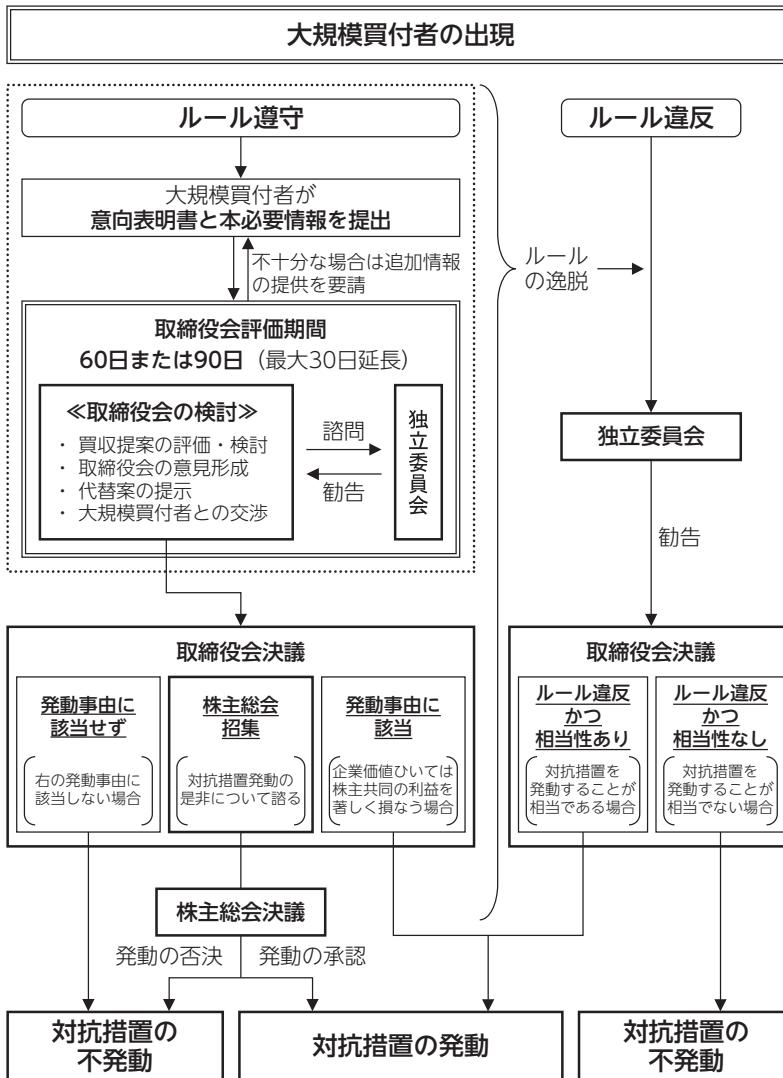
認定の対象者において、

- 1) 対象会社の株式を取得している時期が、買取者による対象会社の株式の取得または重要提案行為等の買取に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
- 2) 取得した対象会社株式の数量が相当程度の数量に達しているか
- 3) 対象会社の株式の取得を開始した時期が、買取者による株式の取得の開始、対象会社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、買取者の買取に向けた行動が開始された時期に近接し、または対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買取者の行動に関連するイベントと近接しているか
- 4) 市場における対象会社株式の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんだり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして対象会社株式を取得しているなど、買取者による対象会社の株式取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
- 5) 買取者が株式を取得している（または取得していた）他の上場会社の株式を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が買取者のそれと重なり合っているか
- 6) 上記5)の重なり合う期間において、当該他の会社（買取者と共にその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買取者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
- 7) 上記5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び買取者（並びに認定対象者以外のもので買取者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値のき損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値のき損のおそれほどの程度か

- 8) 買収者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか
- 9) 買収者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか
- 10) 対象会社に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10)を唯一の根拠として「準共同保有者」と認定してはならないものとする。）
- 11) 対象会社の事業や経営方針に関する言動等が買収者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11)を唯一の根拠として「準共同保有者」と認定してはならないものとする。）
- 12) その代理人やアドバイザーが、買収者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/または親族関係その他の人的関係があるなど、買収者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
- 13) その他、買収者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

本対応方針のイメージ図



以上

【株主提案（第4号議案）】

第4号議案は、当社株主であるフリージア・マクロス株式会社（以下「提案株主」といいます。）のご提案によるものです。

議案の要領及び提案の理由は、提案株主から受領した株主提案（以下「本株主提案」といいます。）の該当記載を原文のまま掲載しております。

第4号議案

定款一部変更の件（当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について）

1. 提案内容

現行定款に以下のとおり、条文を新設する。

<現行定款>

現行定款	変更案
(新設)	第〇条 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定めるものをいう。）の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）は、株主総会の決議（会社法第303条第2項及び同法第305条第1項に基づき株主が提案する議案による決議を含み、かつ、これに限らない。）によりこれを廃止することができる。

・提案の理由

当社は、平成27年に買収防衛策（本対応方針）を導入して以降、9年以上も継続していますが、この間、当社の経営陣が、経営状況の課題解決や中長期的な成長に向けた経営改革を実行した形跡はなく、経営改革の実施による成果の実現までの時間的な猶予を得る必要があるという具体的な理由を示していません。

また、当社経営陣が、提案株主との間で経営支配権争いを継続している状況において、従業員向け株式信託を導入し、経営支配権維持目的が疑われる自己株式の処分をしたことからするならば、買収防衛策を自己保身を図る目的で運用しようとしていると断ぜざるを得ません。

当社の経営陣は、企業価値及び株主価値の向上という上場企業の取締役としての責務に向き合うべきであり、漫然と継続し続けている買収防衛策を廃止する必要があります。

そこで、本対応方針の廃止が株主総会の権限の範囲に属することを明確にするため、現行定款の変更を提案いたします。

2. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

・反対の理由

提案株主が、本株主提案と同時に当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます。）の廃止を提案していることからすれば、本株主提案は、究極的には、本対応方針の廃止を目的とするものであると考えられます。他方で、当社は、2024年5月27日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、本対応方針は大規模買付行為に対して株主の皆様が適切に判断するための情報及び時間を確保するために必要かつ適切なものであり、これを継続する必要があると判断し、本株主総会において本対応方針について一部変更を行ったうえで継続することを第3号議案として付議しております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和で、社会・経済活動の正常化が一段と進展した一方で、長期化するウクライナ情勢や中東地域の地政学的リスクの高まり、円安の進行に伴う物価上昇、金融資本市場の変動などにより景気の先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移しておりますが、建設業界における労務単価、建設資材価格等も上昇し、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような経営環境のもと災害復旧事業が減少しているなかで当社グループは、公共土木施設の強靱化へ向けた製品展開と利益向上への取り組みを行った結果、売上高は、6,192百万円（前期比0.9%減）、営業利益は293百万円（前期比16.2%減）を計上し、経常利益は398百万円（前期比3.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は284百万円（前期比1.4%増）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

型枠貸与事業

売上高

1,960百万円

(前連結会計年度比3.1%増)

前年度までの台風や集中豪雨による災害復旧事業及び改修事業の減少傾向の中、売上高は1,960百万円（前期比3.1%増）となり、営業利益は273百万円（前期比8.8%減）となりました。

製品販売事業

売上高

4,232百万円

(前連結会計年度比2.7%減)

災害に対応した河川用護岸ブロックおよび土木シート製品の出荷量が漸減し、売上高は4,232百万円（前期比2.7%減）となり、営業利益は19百万円（前期比60.6%減）となりました。

当連結会計年度の期末配当につきましては、内部留保とのバランスを考慮しつつ安定的な配当を実施していくことを基本方針として、将来の事業展開と経営体質及び財務体質の強化並びに配当金の安定性と継続性を総合的に勘案した結果、1株当たり30円とさせていただきます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、37百万円であり、その主なものは鋼製型枠であります。

③ 資金調達の状況

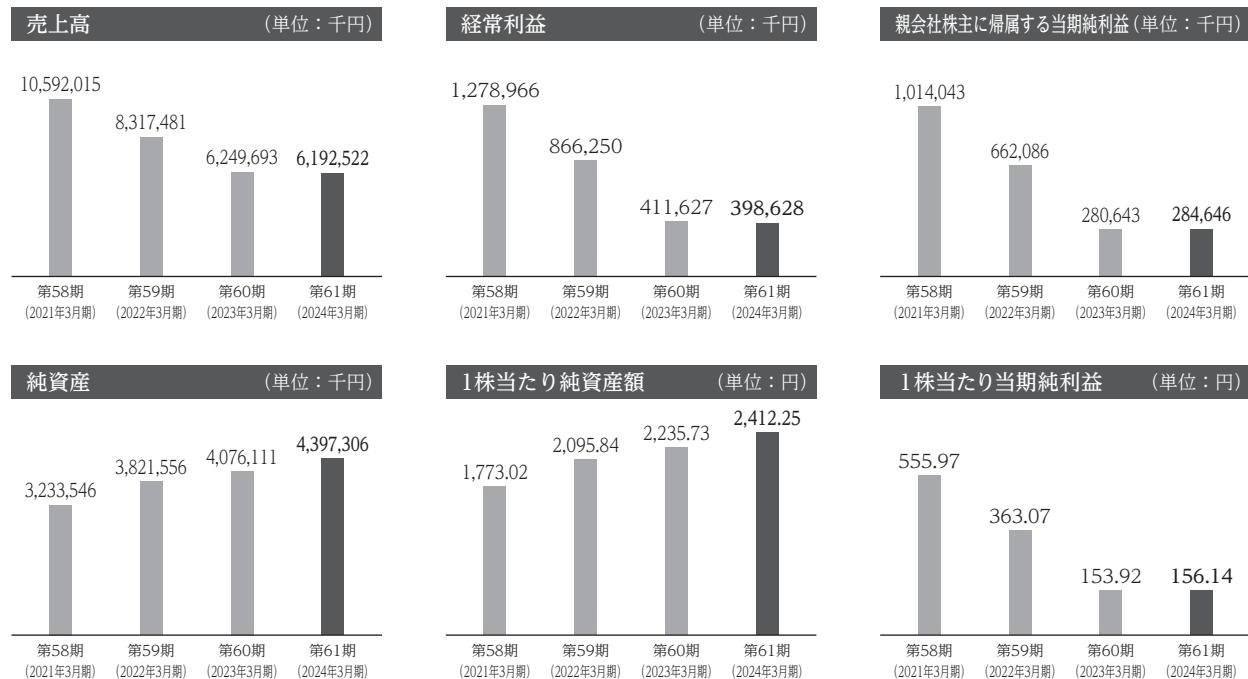
当連結会計年度においては、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースにより、所要資金を賄いました。

(事業別売上高)

(単位：百万円)

事業	期別		第60期		第61期（当連結会計年度）	
			2022年4月1日から 2023年3月31日まで		2023年4月1日から 2024年3月31日まで	
	金額	構成比（%）	金額	構成比（%）	金額	構成比（%）
型枠貸与事業	1,902	30.4	1,960	31.7		
製品販売事業	4,347	69.6	4,232	68.3		
合計	6,249	100.0	6,192	100.0		

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



	第58期 (2021年3月期)	第59期 (2022年3月期)	第60期 (2023年3月期)	第61期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	(千円) 10,592,015	8,317,481	6,249,693	6,192,522
経常利益	(千円) 1,278,966	866,250	411,627	398,628
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円) 1,014,043	662,086	280,643	284,646
1株当たり当期純利益	555円97銭	363円07銭	153円92銭	156円14銭
総資産	(千円) 7,668,482	7,303,963	6,927,272	7,198,659
純資産	(千円) 3,233,546	3,821,556	4,076,111	4,397,306
1株当たり純資産額	1,773円02銭	2,095円84銭	2,235円73銭	2,412円25銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第59期の期首から適用しており、第59期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

期末自己株式数及び期中平均株式数の算定上控除する自己株式には「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式が含まれておりません。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
三省水工株式会社	100,000	100	消波根固ブロック製作用型枠の研究開発及び賃貸、コンクリート二次製品及び漁礁用資材の販売
東洋水研株式会社	50,000	90	消波根固ブロックの型枠賃貸及びコンクリート二次製品、自然石製品の販売
NK関西工建株式会社	10,000	100	鋼製型枠の保修、保管、輸送、施工

(4) 対処すべき課題

世界的資源・エネルギー価格や金融資本市場の変動により、企業活動や個人消費等に影響を及ぼすことが懸念される先行き不透明な状況にありますが、公共投資は底堅く推移するものと予想されます。業界を取り巻く環境は厳しさを増していくものの、気候変動や地震及び火山による自然災害の激甚化・頻発化に直面するなかで、当社グループの主たる業務である港湾、漁港、海岸、河川、砂防分野における波浪、豪雨、土砂災害等に対する緊急性の高い国の国土強靱化に関わる防災・減災対策事業は、これからも持続可能な社会の実現にとって必要とされるものと考えております。

当社グループは、年度ごとの災害復旧事業の増減により収益は変動いたしますが、防災・減災に適応する製品・工法を提供し、持続可能な社会の実現に貢献できる企業を目指し既存事業の成長モデル再生を引き続き進めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、型枠貸与事業および製品販売事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 型枠貸与事業

主に消波根固ブロックの製造用鋼製型枠の貸与を行っております。

② 製品販売事業

護岸ブロック等のコンクリート二次製品、連結した自然石製品、吸出防止、洗掘防止、遮水等の土木シート製品等の販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

① 当社の本社および営業所

本 社 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

営業所 北海道、東北、関東信越、中部北陸、近畿中国、四国、九州、沖縄

駐在員事務所 ハノイ

② 子会社の本社

名 称 三省水工株式会社

本 社 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

名 称 東洋水研株式会社

本 社 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

名 称 N K 関西工建株式会社

本 社 徳島県名西郡石井町藍畑字西覚円944番地1

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
型枠貸与事業	72名	4名増
製品販売事業	60名	4名増
全社（共通）	15名	1名減
合 計	147名	7名増

(注) 使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
90名	2名増	52.7歳	15.4年

(注) 使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入残高 (千円)
株式会社三菱UFJ銀行	227,500
株式会社商工組合中央金庫	167,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | |
|---------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 3,899,700株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,862,254株 |
| ③ 株主数 | 2,189名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
フリージア・マクロス株式会社	231,500	12.43%
技研ホールディングス株式会社	132,300	7.11%
菊池恵理香	112,840	6.06%
株式会社ナガワ	110,100	5.91%
日本証券金融株式会社	92,000	4.94%
日本国土開発株式会社	61,600	3.31%
日本生命保険相互会社	57,695	3.10%
今井正利	55,700	2.99%
INTERACTIVE BROKERS LLC	49,400	2.65%
株式会社三菱UFJ銀行	44,913	2.41%

(注) 持株比率は、自己株式253株を控除して計算しております。なお、自己株式には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式 (39,200株) は含んでおりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する状況

① 取締役および監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	皆川 曜児	
常務取締役	植田 剛史	経営企画管掌
取締役	五十嵐敏也	事業部門管掌
取締役	大門 忠志	管理部門・技術部門管掌
取締役	金木 誠	
取締役	高木 大地	弁護士法人関西法律特許事務所パートナー弁護士
常勤監査役	北 喜治	
監査役	遠藤 勝利	遠藤勝利税理士事務所代表
監査役	高安 博之	公認会計士高安博之事務所代表

- (注) 1. 取締役金木誠氏および取締役高木大地氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役遠藤勝利氏および監査役高安博之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役遠藤勝利氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役高安博之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役金木誠氏、取締役高木大地氏、監査役遠藤勝利氏および監査役高安博之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

イ. 就任

2023年6月29日開催の第60回定時株主総会において、高木大地氏が取締役に新たに選任され、社外取締役に就任いたしました。

ロ. 退任

該当事項はありません

ハ. 当事業年度中の取締役および監査役の地位・担当等の異動

該当事項はありません

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社子会社におけるすべての取締役および監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役個人別の報酬の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬検討委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬検討委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員個人の報酬等の内容の決定に関する方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、役位、業務執行状況および会社の業績見込み、従業員の給与水準等、当社の定める一定の基準に基づき決定しております。中長期的な企業価値の向上へ向けたインセンティブとして機能する株式報酬等の制度は実施しておりません。

取締役の報酬の決定方法は、取締役会の諮問を受けた指名・報酬検討委員会が上記の基準から報酬額を算定し、妥当性を審議のうえ、取締役会に答申し、その後取締役会で決議し決定しております。

監査役の報酬については、指名・報酬検討委員会の答申を受け、月額定額報酬として監査役の協議により決定しております。

b. 基本報酬に関する方針

当社取締役の「基本報酬」は、a.基本方針に基づき前年度業績と中長期的な業績、取締役の役割や役位等に応じた年額の基準額を12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしています。

c. 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する方針

当社では、業績連動報酬等および非金銭報酬等の支給は行っておりません。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社では金銭による基本報酬のみを支給しております。

e.報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社では「基本報酬」年額の基準額を12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしています。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役の関与・助言の機会を適切にすることにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会に任意の諮問機関として指名・報酬検討委員会を設置しております。

指名・報酬検討委員会の委員は、取締役会の決議により選任し、委員6名で構成し、その半数は社外役員であり、社外取締役1名、社外監査役2名としております。指名・報酬検討委員会の委員長は、委員である社外役員の中から、指名・報酬検討委員会の決議によって決定しております。指名・報酬検討委員会は、主に次の事項を審議し、取締役会に答申しております。

- ・当社の株主総会に提出する取締役および監査役の選任および解任に関する議案の内容
- ・当社の代表取締役および役付取締役の選定および解職
- ・当社の取締役の報酬等に関する方針および制度
- ・当社の取締役の個別の報酬等の内容
- ・当社の株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容

ロ. 当事業年度に係る報酬の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬の種類(千円)			支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	58,380	58,380	—	—	6
(うち社外取締役)	(5,880)	(5,880)	(—)	(—)	(2)
監査役	9,000	9,000	—	—	3
(うち社外監査役)	(4,800)	(4,800)	(—)	(—)	(2)
合計	67,380	67,380	—	—	9
(うち社外役員)	(10,680)	(10,680)	(—)	(—)	(4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役は1名)です。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。
3. 当社は、2011年6月28日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に応じて計上した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役高木大地氏は、弁護士法人関西法律特許事務所パートナー弁護士であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役遠藤勝利氏は、遠藤勝利税理士事務所代表であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役高安博之氏は、公認会計士高安博之事務所代表であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 金木 誠	13回	100%	—	—
社外取締役 高木大地	11回	100%	—	—
社外監査役 遠藤勝利	13回	100%	15回	100%
社外監査役 高安博之	13回	100%	15回	100%

(注) 社外取締役高木大地氏は、2023年6月29日開催の第60回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回であります。

- ・活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役金木誠氏は、当社が期待する行政および会社事業運営を通じて養われた企業活動に関する高い見識等に基づく、適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

社外取締役高木大地氏は、当社が期待する法律に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づく、適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

社外監査役遠藤勝利氏は、当社が期待する行政および税務を通じて養われた企業活動に関する高い見識等に基づいた、経営に対する客観的・中立的立場からの意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・合理性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、議案審議の必要に応じて発言を行っております。

社外監査役高安博之氏は、会計監査および企業税務に関する広範な知識と専門性を活かし、当社が期待する取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、監査結果の意見交換および議案審議の必要に応じて発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・マニュアル」を制定し行動規範を定めており、コンプライアンス委員会がコンプライアンス推進方針の作成・改定、体制の維持・管理、教育・啓蒙を統括しております。

また、「内部通報制度」に基づいた通報窓口を設置し、監視体制を整備しております。

さらに監査部門による内部監査を行い、これらの実効性を確保するために体制の見直し、強化を図ってまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要会議である取締役会、部長会の議事録を作成し、社内規程により保管しております。その他の重要な職務の執行に係る情報については、すべて稟議規程、文書取扱規程に則り文書化されており、これを規程により保管しております。

法令、社内規程の定める保管期間が終了した文書等は、確実に裁断あるいは消去いたします。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理規程により社内各部署において関連するリスクの洗い出し、リスク額の算出、リスク額軽減の対策を検討し、半期に一度取締役会に報告することとしております。

取締役会はその結果の妥当性、対策の有効性などを検討し、速やかにリスク回避・軽減対策の実行を指示してまいります。

また、大きな損失の発生の可能性が明らかになった場合、速やかに社長にまで報告が上がる体制を構築しており、速やかな危機管理につなげてまいります。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定と取締役の職務執行の監督を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保し、業務の専門化・高度化を図っていくために自主性を重んじながら、業務の適正を確保する体制についてはできる限りグループにおいて同一の体制を取ることとしております。さらに、子会社管理規程を定め、それに則って子会社の役員人事、営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務付けております。また、「コンプライアンス・マニュアル」「リス

ク管理規程」については同一の規程を使用して子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に努めております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役を補助する使用人を置き、使用人に対して監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役からの指示の実効性を確保します。

また、監査役会の意見を十分に考慮して決定するものといたします。

⑦ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとして取締役からの独立性を確保し、その人事異動、人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行うものとします。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役監査規則を定めており、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとしております。また業務執行に関する重要な文書、帳簿を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人から報告を受けるものとしております。

⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社および子会社の取締役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取扱いも受けないものとしています。

⑩ 監査役の仕事の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の仕事の執行について生じる費用または債務について、法令に則って適正に処理するものとしています。

⑪ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の仕事が実効的に行われるためには、代表取締役の仕事監査役仕事の仕事の重要性と有用性に対する理解と、社内の十分な意思疎通が重要であると考えており、代表取締役と監査役、監査役と内部監査担当者、監査役と会計監査人は定期的に情報の交換を実施しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

・コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としてコンプライアンス規程を制定しており、また、内部監査を実施し、業務における遵法状況・リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組み、それらの結果を代表取締役社長、担当取締役及び監査役会に報告し、連携を図っております。

- ・取締役の職務執行

定例の取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて開催し、重要事項に関する審議及び決定を行っております。

業務執行状況の監督機能を強化するため、社外取締役2名の選任としております。

- ・監査役の監査

各監査役は監査の方針に従い、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧及び取締役会その他重要な会議に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、監査役会を通じて各監査役間の情報共有を図るとともに、会計監査人及び内部監査組織と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

- ・財務報告に係る内部統制

内部統制内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制の評価を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、社会基盤整備の分野において、国土防災と豊かな自然環境との調和に貢献する製品・工法を提供する当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠であると考えます。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、製品・工法開発力、技術力、柔軟な供給体制、取引先等との強固な信頼関係、地域経済・社会への貢献が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）にしたがって、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が下記③に記載する本対応方針にしたがって適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについての概要

当社は、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

イ. コアビジネスの強化

政府の国土強靱化策による全国の防災・減災対策事業や社会資本整備の更新は、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化に直面するなかで、持続可能な社会の実現に貢献するものであり、南海トラフ対策等今後発生する自然災害に対応して、消波コンクリートブロックの供給、プレキャスト製品等の高機能化、高付加価値化、及び市場に合致した製品開発を推進し、コアビジネスを強化します。

ロ. 技術力向上による製品・工法開発の推進

生態系との対立ではなく共生を目指す環境活性コンクリートをコンクリート製品に使用する取り組みが、新たな市場の開発と、社会基盤整備の枠を広げる展開を推進しています。このような展開は、技術士及び社会人ドクターの取得、更に論文発表等を会社制度として支援し、技術者の技術力の向上を推進していることから生まれるものであると考えます。

ハ. 国際事業の強化

製品供給体制をより充実させ、東南アジア各国の旺盛な社会基盤整備需要に対応した製品・工法を提供できる体制を整え、国際事業を強化します。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2015年4月24日付取締役会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」を導入し、同年6月26日開催の第52回定時株主総会において、その継続について株主の皆様のご承認をいただきました。その後、過去2度にわたり継続しており、直近では、2021年6月29日開催の第58回定時株主総会において「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続」（以下「本対応方針」といいます。）について株主の皆様のご承認をいただきました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的

な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。) または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合には、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより阻止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに当社が定める大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様との判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)の提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)(最大30日間の延長があり得ます。)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当該期間内に、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表するとともに必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置したうえで、取締役会はこれに必ず諮問することとし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動もしくは株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置として、新株予約権の発行を実施する場合には、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すことがあるものとし、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2021年6月29日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.nikkenkogaku.co.jp/ir/sokai/#baibo>)に掲載する2021年5月24日付プレスリリースをご覧ください。

④ 上記②、③の取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針は、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる目的をもって継続されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができることとされていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注)本対応策は2024年6月27日開催予定の定時株主総会(以下「本株主総会」と言います。)の終結の時をもって有効期限が満了することから、2024年5月27日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応策を一部変更したうえで、継続することを決議いたしました。詳細につきましては、本株主総会招集ご通知に係る株主総会参考書類第3号議案をご覧ください。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,328,751
現金及び預金	2,934,943
受取手形	902,107
電子記録債権	463,970
売掛金	759,291
商品及び製品	117,494
原材料及び貯蔵品	7,753
その他	156,974
貸倒引当金	△13,784
固定資産	1,869,908
有形固定資産	269,761
建物	16,479
鋼製型枠	73,937
機械装置	11,443
車両運搬具	27
器具備品	2,941
土地	52,870
リース資産	112,062
無形固定資産	17,879
ソフトウェア	7,804
その他	10,074
投資その他の資産	1,582,267
投資有価証券	997,950
破産債権等	139,196
退職給付に係る資産	1,619
保険積立金	493,039
その他	90,992
貸倒引当金	△140,530
資産合計	7,198,659

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,260,627
支払手形	1,262,142
買掛金	404,242
1年内返済予定の長期借入金	176,000
未払金	180,474
未払法人税等	68,084
未払消費税等	15,974
リース債務	54,977
その他	98,731
固定負債	540,725
長期借入金	218,500
リース債務	63,979
退職給付に係る負債	122,206
繰延税金負債	97,772
その他	38,266
負債合計	2,801,352
純資産の部	
株主資本	4,154,853
資本金	1,004,427
資本剰余金	541,691
利益剰余金	2,674,116
自己株式	△65,381
その他の包括利益累計額	242,193
その他有価証券評価差額金	242,193
非支配株主持分	258
純資産合計	4,397,306
負債・純資産合計	7,198,659

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	6,192,522
売上原価	4,503,544
売上総利益	1,688,978
販売費及び一般管理費	1,395,974
営業利益	293,003
営業外収益	
受取利息	2,063
受取配当金	28,052
棚卸資産処分益	15,961
為替差益	9,777
保険解約返戻金	17,172
業務受託料	224,371
その他	2,423
営業外費用	
支払利息	5,237
業務受託費用	188,959
その他	0
経常利益	398,628
特別利益	
固定資産売却益	112
税金等調整前当期純利益	398,741
法人税、住民税及び事業税	116,463
法人税等調整額	△2,627
当期純利益	284,904
非支配株主に帰属する当期純利益	258
親会社株主に帰属する当期純利益	284,646

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,004,427	541,691	2,446,021	△66,630	3,925,510
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△54,694		△54,694
親会社株主に帰属する当期純利益			284,646		284,646
自己株式の取得				△65,561	△65,561
自己株式の処分			△1,856	66,810	64,954
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					—
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	228,094	1,249	229,343
当期末残高	1,004,427	541,691	2,674,116	△65,381	4,154,853

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	150,601	150,601	—	4,076,111
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△54,694
親会社株主に帰属する当期純利益				284,646
自己株式の取得				△65,561
自己株式の処分				64,954
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	91,592	91,592	258	91,851
当連結会計年度中の変動額合計	91,592	91,592	258	321,194
当期末残高	242,193	242,193	258	4,397,306

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	3社
・連結子会社の名称	三省水工株式会社 東洋水研株式会社 NK関西工建株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 満期保有目的の債券	償却原価法
ロ. その他有価証券	
・市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
ハ. 棚卸資産の評価基準および評価方法	
・商品及び製品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。
ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
ハ. 無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
-------	---

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付債務および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び負債として計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準 イ. 型枠貸与事業

型枠貸与事業では、主に消波ブロック製作用の鋼製型枠の貸与及び販売を行っております。鋼製型枠の貸与における主要な履行義務は、鋼製型枠の貸与を行うことであり、顧客が貸与された鋼製型枠を使用して製作したブロックの個数に基づいて、一定の期間に渡り収益を認識しております。鋼製型枠の販売における主要な履行義務は鋼製型枠の引き渡しを行うことであり、顧客との契約に基づき鋼製型枠の納入時点で鋼製型枠の支配が顧客に移転すると判断していることから、顧客へ鋼製型枠を納入した時点で、当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ロ. 製品販売事業

製品販売事業では、主にコンクリート二次製品や土木シートの販売を行っております。製品販売事業における主要な履行義務は、製品の引き渡しを行うことであり、顧客に製品を納入した時点で製品の支配が顧客に移転すると判断していることから、顧客へ製品を納入した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。但し「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

認識する収益の金額は、顧客と取り交わした契約書の内容に基づいており、その支払条件についても同様であります。これらの取引は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

(追加情報)

(従業員向け株式交付信託)

当社は、2024年2月26日開催の取締役会決議に基づき、当社及び当社グループ会社の従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とする株式交付制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託が当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付する制度であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は64,954千円、株式数は39,200株であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

・商品及び製品の評価

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、商品及び製品 117,494千円であります。これらは主に、将来の販売見込等に基づき収益の低下の有無を判断し、評価損及び除却損を適時に費用計上しております。将来の販売見込等の仮定が実際と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,198,114千円

(2) 鋼製型枠

鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。

(3) リース資産

リース資産は、主にコンクリートブロック製造用型枠等であります。

(4) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	20,000千円
計	20,000千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	6,000千円
長期借入金	11,000千円
計	17,000千円

(5) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

リボルビング・クレジット・ファシリティ総額	400,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	400,000千円

(6) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	500,000千円

(7) 連結会計年度末日満期手形および連結会計年度末日満期電子記録債権

連結会計年度末日満期手形および連結会計年度末日満期電子記録債権の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形および連結会計年度末日満期電子記録債権が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	67,845千円
電子記録債権	23,976千円
支払手形	236,968千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	1,862千株	－千株	－千株	1,862千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	39千株	39千株	39千株	39千株

(注) 自己株式の数の増加は単元未満株式の買取り 0千株及び従業員向け株式交付信託による買い付け 39千株、減少は従業員向け株式交付信託への売却 39千株によるものであります。なお、当連結会計年度末日の株式数には、従業員向け株式交付信託が所有する当社株式 39千株を含めております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	54,694	30.00	2023年3月31日	2023年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	55,860	30.00	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 1. 2024年6月27日開催の定時株主総会の議案として、提案しております。
2. 2024年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1,176千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資については設備投資計画に照らして、金融機関からの借入、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースで行っております。また、短期的な運転資金を金融機関からの借入により調達しております。余裕資金は預金等の安全性の高い金融資産を中心に運用し、投機的な目的の取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社は、営業債権について取引先の状況を取引相手先ごとに期日および残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は固定金利による契約となっております。

リース債務（流動負債）およびリース債務（固定負債）は設備投資に係る所有権移転外ファイナンス・リースであり、償還日は決算日後最長で5年であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
満期保有目的の債券	60,000	59,304	△695
その他有価証券	927,950	927,950	—
資産計	987,950	987,255	△695
長期借入金	394,500	391,216	△3,283
リース債務	118,957	117,575	△1,381
負債計	513,457	508,791	△4,665

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	10,000千円

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	927,950	—	—	927,950

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	59,304	—	59,304
長期借入金	—	391,216	—	391,216
リース債務	—	117,575	—	117,575

(注) 1.時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。なお満期保有目的の債券については、元利金の合計額を当該債券の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により時価を算定していることから、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,934,943	—	—	—
受取手形	902,107	—	—	—
電子記録債権	463,970	—	—	—
売掛金	759,291	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	60,000	—	—
合計	5,060,313	60,000	—	—

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金	176,000	218,500	—	—
リース債務	54,977	57,545	6,433	—
合計	230,977	276,045	6,433	—

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	型枠貸与事業	製品販売事業	
一時点で移転される財	220,923	4,232,130	4,453,054
一定の期間にわたり移転される財	1,739,468	—	1,739,468
顧客との契約から生じる収益	1,960,391	4,232,130	6,192,522
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,960,391	4,232,130	6,192,522

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

型枠貸与事業

型枠貸与事業では、主に消波ブロック製作用の鋼製型枠の貸与及び販売を行っております。鋼製型枠の貸与における主要な履行義務は、鋼製型枠の貸与を行うことであり、顧客が貸与された鋼製型枠を使用して製作したブロックの個数に基づいて、一定の期間に渡り収益を認識しております。鋼製型枠の販売における主要な履行義務は鋼製型枠の引き渡しを行うことであり、顧客との契約に基づき鋼製型枠の納入時点で鋼製型枠の支配が顧客に移転すると判断していることから、顧客へ鋼製型枠を納入した時点で、当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

製品販売事業

製品販売事業では、主にコンクリート二次製品や土木シートの販売を行っております。製品販売事業における主要な履行義務は、製品の引き渡しを行うことであり、顧客に製品を納入した時点で製品の支配が顧客に移転すると判断していることから、顧客へ製品を納入した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。但し「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

認識する収益の金額は、顧客と取り交わした契約書の内容に基づいており、その支払条件についても同様であります。これらの取引は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び負債

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	2,033,364	2,125,369
契約資産	—	—
契約負債	142,402	—

契約負債は、型枠の販売に係る代金の前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、142,402千円であります。

②残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,412円25銭

(2) 1株当たり当期純利益 156円14銭

(注) 当社は、当連結会計年度より「従業員向け株式交付信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当連結会計年度において39,200株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において、3,015株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,773,695
現金及び預金	1,670,234
受取手形	782,955
電子記録債権	437,918
売掛金	592,949
商品及び製品	117,610
原材料及び貯蔵品	95
前払費用	86,291
関係会社短期貸付金	38,500
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	113,600
その他	28,573
貸倒引当金	△95,033
固定資産	2,180,364
有形固定資産	154,474
建物	3,836
鋼製型枠	55,072
機械装置	762
器具備品	2,219
土地	1,073
リース資産	91,511
無形固定資産	11,051
ソフトウェア	4,283
その他	6,767
投資その他の資産	2,014,839
投資有価証券	888,425
関係会社株式	707,308
関係会社長期貸付金	125,300
敷金	61,186
破産債権等	139,196
前払年金費用	1,619
保険積立金	351,338
その他	6,450
貸倒引当金	△265,986
資産合計	5,954,060

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,930,762
支払手形	1,192,571
買掛金	273,383
1年内返済予定の長期借入金	170,000
未払金	151,219
未払法人税等	61,737
未払消費税等	17
リース債務	51,581
その他	30,250
固定負債	364,513
長期借入金	207,500
リース債務	44,536
繰延税金負債	87,401
その他	25,075
負債合計	2,295,276
純資産の部	
株主資本	3,450,834
資本金	1,004,427
資本剰余金	541,691
資本準備金	541,691
利益剰余金	1,970,096
利益準備金	251,106
その他利益剰余金	1,718,989
別途積立金	700,000
繰越利益剰余金	1,018,989
自己株式	△65,381
評価・換算差額等	207,950
その他有価証券評価差額金	207,950
純資産合計	3,658,784
負債・純資産合計	5,954,060

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		5,040,233
売上原価		3,832,153
売上総利益		1,208,079
販売費及び一般管理費		955,518
営業利益		252,560
営業外収益		
受取利息	5,410	
受取配当金	24,730	
為替差益	9,790	
棚卸資産処分益	13,540	
貸倒引当金戻入額	39,975	
業務受託料	40,345	
その他	1,100	134,893
営業外費用		
支払利息	4,709	
業務受託費用	33,622	38,332
経常利益		349,121
税引前当期純利益		349,121
法人税、住民税及び事業税	102,646	
法人税等調整額	△2,100	100,546
当期純利益		248,575

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別 積	途 立	繰 越	利益 剰余 金
当期首残高	1,004,427	541,691	—	541,691	251,106	700,000	826,965	1,778,072
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△54,694	△54,694
当期純利益							248,575	248,575
自己株式の取得								—
自己株式の処分							△1,856	△1,856
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)								—
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	192,024	192,024
当期末残高	1,004,427	541,691	—	541,691	251,106	700,000	1,018,989	1,970,096

	評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△66,630	3,257,561	143,655	143,655	3,401,217
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△54,694			△54,694
当期純利益		248,575			248,575
自己株式の取得	△65,561	△65,561			△65,561
自己株式の処分	66,810	64,954			64,954
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)			64,294	64,294	64,294
当事業年度中の変動額合計	1,249	193,273	64,294	64,294	257,567
当期末残高	△65,381	3,450,834	207,950	207,950	3,658,784

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法
- ② 子会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ④ 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - ・商品及び製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
- ③ 無形固定資産
（リース資産を除く） 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金
（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を前払年金費用として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 型枠貸与事業

型枠貸与事業では、主に消波ブロック製作用の鋼製型枠の貸与及び販売を行っております。鋼製型枠の貸与における主要な履行義務は、鋼製型枠の貸与を行うことであり、顧客が貸与された鋼製型枠を使用して製作したブロックの個数に基づいて、一定の期間に渡り収益を認識しております。鋼製型枠の販売における主要な履行義務は鋼製型枠の引き渡しを行うことであり、顧客との契約に基づき鋼製型枠の納入時点で鋼製型枠の支配が顧客に移転すると判断していることから、顧客へ鋼製型枠を納入した時点で、当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② 製品販売事業

製品販売事業では、主にコンクリート二次製品や土木シートの販売を行っております。製品販売事業における主要な履行義務は、製品の引き渡しを行うことであり、顧客に製品を納入した時点で製品の支配が顧客に移転すると判断していることから、顧客へ製品を納入した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。但し「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

認識する収益の金額は、顧客と取り交わした契約書の内容に基づいており、その支払条件についても同様であります。これらの取引は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

(追加情報)

(従業員向け株式交付信託)

当社は、2024年2月26日開催の取締役会決議に基づき、当社及び当社グループ会社の従業員を対象とする株式交付制度を導入しております。概要については、連結注記表（追加情報）（従業員向け株式交付信託）に記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

・関係会社への投融資の評価

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、関係会社株式 707,308千円、関係会社貸付金 277,400千円および貸倒引当金（関係会社分を含む） 361,020千円であります。

対象会社の財政状態が著しく悪化した場合には、適時に株式評価損を計上しております。また、関係会社への貸付金の評価は、対象会社の財政状態及び経営成績の状況を勘案し、回収可能性を判断した上で、回収可能性が見込めない場合に貸倒引当金を計上しております。これらの回収可能性の見込みが実際と異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

・商品及び製品の評価

商品及び製品 117,610千円については「連結計算書類 連結注記表 3.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,662,088千円

(2) 鋼製型枠

鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。

(3) リース資産

リース資産は、主にコンクリートブロック製造用型枠等であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	176,136千円
② 長期金銭債権	125,300千円
③ 短期金銭債務	7,816千円

(5) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

リボルビング・クレジット・ファシリティ総額	400,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	400,000千円

(6) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸越限度額の総額	500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	500,000千円

(7) 期末日満期手形および期末日満期電子記録債権

当社は、期末日満期手形および期末日満期電子記録債権の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関休業日であったため、次の期末日満期手形および期末日満期電子記録債権が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	59,794千円
電子記録債権	23,976千円
支払手形	235,479千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	102,636千円
② 仕入高	130,811千円
③ 営業取引以外の取引高	3,355千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	39千株	39千株	39千株	39千株

(注) 自己株式の数の増加は単元未満株式の買取り 0千株及び従業員向け株式交付信託による買い付け 39千株、減少は従業員向け株式交付信託への売却 39千株によるものであります。なお、当事業年度末日の自己株式数には、従業員向け株式交付信託が所有する当社株式数 39千株を含めております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	1,432千円
関係会社株式評価損	28,828千円
貸倒引当金超過額	110,544千円
投資有価証券	2,576千円
商品否認額	1,805千円
未払事業税	4,375千円
その他	11,649千円
計	161,212千円
評価性引当額	△156,837千円
繰延税金資産合計	4,375千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	91,281千円
前払年金費用	495千円
繰延税金負債合計	91,777千円
繰延税金負債の純額	87,401千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	東洋水研株式会社	所有直接90.0%	資金の貸付関係、 役員の兼任	資金の回収	53,300	関係会社長期貸付金(注2)	113,600
				利息の受取(注1)	2,140	未収収益	9
	NK関西工建株式会社	所有直接100.0%	資金の貸付関係、 役員の兼任	資金の貸付	23,000	関係会社短期貸付金	38,500
				利息の受取(注1)	1,215	関係会社長期貸付金(注2)	125,300
				各種業務費用の精算等(注3)	15,696	未収収益	659
						前払費用	42,800

- (注) 1.資金の貸付について、貸付に伴う利息は市場金利を勘案し決定しております。
 2.関係会社長期貸付金には1年内回収予定の関係会社長期貸付金を含んでおります。
 3.先行業務費用に関する前払いであります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類 連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同様の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,007円23銭
 (2) 1株当たり当期純利益 136円36銭

(注) 当社は、当事業年度より「従業員向け株式交付信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当事業年度において39,200株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において、3,015株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

日建工学株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松亮一[Ⓔ]
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堤 康[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日建工学株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日建工学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

日建工学株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小松亮一[㊞]
公認会計士 堤 康[㊞]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日建工学株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

日建工学株式会社 監査役会

常勤監査役 北 喜治 ㊟

監査役 遠藤勝利 ㊟

監査役 高安博之 ㊟

(注) 監査役遠藤勝利および監査役高安博之は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場	B I Z新宿 1階多目的ホール B I Z新宿正面玄関通路は、2階となっておりますので、階段を下り、会場へお越しください。 所在地 東京都新宿区西新宿六丁目8番2号	
交通	東京メトロ丸ノ内線 都営大江戸線	西新宿駅下車 徒歩約5分 都庁前駅下車 徒歩約6分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。